

買取者変更(小売→送配電)にかかる運用フローに対するご意見等について

No.	ご意見	回答
1	SWの場合、標準処理期間なるものがあったが、メールアドレスの場合そのリードタイム等はどうなるのか？	申込日を起算日(N)として、N+8営業日を標準処理期間として想定しています。 (廃止取次連絡や、特定契約申込書送付/返送の期間が最短である場合を想定。)
2	送配電事業者から小売業者へメールアドレスでやりとりが行われるが、その際の小売事業者側の宛先設定はすでに登録されている同一のアドレスになるのか？それとも送配電事業者側と個別に設定可能か？(メールアドレスの運用変更の際にFIT電源のSWの場合、「高圧・小売」と比較してもさらに寡少であり確認漏れが発生しやすいため、後者を希望)	既に登録されている同一のアドレスに連絡する予定です。
3	メールアドレスでの運用となっても、SW支援システム上でその進捗が確認できるようにしてほしい。	通常の紙申込みと同様の対応となるため、進捗状況の確認については、恐れ入りますが、当該一般送配電にご確認いただきますようお願いいたします。
4	送配電事業者へ提出する「取次承諾兼受電廃止申込」のフォーマット仕様を知りたい。 また送付時、PDFの場合押印は必要か？また原紙を別途送付必要か？(押印や原紙発送は不要としたい)	現行の発調契約申込書の項目+取次承諾を想定しています。 なお、現行の発調契約申込書と同様、押印及び原本の送付は必要ですので、ご対応をお願いします。
5	<発電者の一般送配電への開始申込がきっかけ>のケース 取次承諾兼受電廃止申込時にSWの日付は送配電事業者から事前連絡を希望	・廃止取次連絡時に特定契約締結予定日を連絡しますので、SW日は当該日で記入ください。なお、特定契約締結予定日が標準処理期間を満たしていない場合には、発電者と送配電事業者が調整して、条件満たす日を予定日とします。 ・また、受電廃止日登録完了時に、小売電気事業者へその旨を連絡する予定です。
6	<発電者の現小売への廃止申込がきっかけ>のケース 現小売から送配電事業者へ取次承諾兼受電廃止申込時にSWの日付はどのようにして決めるのか？ (送配電事業者は現小売から連絡を受け発電者へ書類を発送するので、発電者からの書類提出時期が未定となる)	No.1の所要期間を踏まえ、適用日を決定することになります。
7	<発電者の現小売への廃止申込がきっかけ>のケース 送配電事業者が受電廃止登録完了したら、現小売に対して連絡をいただきたい。	No.5のとおりです。
8	<運用フローの統一> 運用フローについて、P.2<発電者の一般送配電への開始申込がきっかけ>に加えて、P.4<発電者の現小売への廃止申込がきっかけ>の2種類の変更フロー案を提案顶きましたが、対応が煩雑になることを懸念しています。 ⇒フローは1種類に統一頂きたい。(P.2の場合でも、現小売事業者から発電者に対して連絡し対応が必要になることから、ワンストップにはならないため、P.4<発電者の現小売への廃止申込がきっかけ>に統一頂くことを要望します。)	ご意見にある運用フローの統一を行う場合、発電者から一般送配電事業者への申込があった場合に、お断りする運用を行う必要があります。こちらについては、特定契約の開始申込みのお断りは発電者に対して受容性がないものと理解しており、運用フローは2通りを検討していく必要があるものと認識しております。

9	<p><開始取次申込方法> P.4において、現小売が実施する「開始取次申込」の方法の詳細がわからない中での承諾は難しいため、より明確にして頂きたい。特にP.2より稼働が増えるような対応は避けて頂きたい。 ⇒①現状のスイッチング支援システムで実現できている通り、書式に記入する情報量を変えず、かつ送配電事業者で統一することを前提として頂きたい。 ⇒②文書に「送配電事業者が買い取ることを明記」を明記いただきたい。 ⇒③設備認定通知書等、発電者が所有する文書の提出を現小売に求めることがないようにして頂きたい。</p>	<p>①受電廃止申込については、現行のSW支援システムでの項目と同様とするものの、開始申込については、現行のSW支援システムで実施している業務ではないため、追加業務となることはご理解いただきますようお願いいたします。また、様式については、統一できるように検討します。</p> <p>②申込書の様式から、一般送配電宛での申込書に「発電者の希望により」受給契約を希望する旨を記載予定であることから、一般送配電が買い取ることは明らかになると思料しています。</p> <p>③基本的には一般送配電事業者が発電者に対して当該書類を求めることとなるが、発電者が当該書類をなくした場合などで設備に関する情報が確認できない場合に現小売事業者にもご協力をお願いします。</p>
10	<p>スイッチングにかかる所要期間 スwitchングにかかる処理日数について、実務者会議にてシステム対応時より長くなる旨の一次回答を頂いたが、送配電事業者の都合でシステム対応外とするのであれば、業務品質は維持して頂きたい。 ⇒①処理日数(受付→取次連絡、取次判定結果連絡)については現状を維持して頂きたい。どうしても難しい場合は、発電者の希望日にスイッチングができないことがないよう、遡りでのスイッチングができるよう対応して頂きたい。 ⇒②標準処理期間の起算日は、送配電事業者がメールを確認した日ではなく、メール送信日として頂きたい。(営業時間外の場合は翌営業日付で構いません)</p>	<p>①No.1のリードタイムにて対応させていただきますので、ご理解をお願いします。</p> <p>②原則としてメール送信日を起算日として対応します。なお、ご質問にあるとおり、メール送信が営業時間外の場合は、翌営業日扱いとすることがあります。</p>
11	<p>処理状況および結果の連絡 マッチング判定結果、スイッチング完了などのタイミングで現小売および発電者に対する通知がフローにない。 ⇒スイッチング支援システムからのメール通知と同様の業務品質を維持して頂きたい。</p>	<p>No.5のとおりです。</p>
12	<p><複数件の同時申込み> 同一発電者の複数受電地点を一括でスイッチングする場合など、複数件の申込みについては申込を簡素化して頂きたい。 ⇒複数件の申込ができる書式の作成および必要書類を簡素化かつ、送配電事業者で統一して頂きたい。</p>	<p>原則、申込み様式は1件につき1枚が原則ですが、大量の買取者変更をご希望される際の連記式申込書を準備いたします。</p>
13	<p><小売→送配電以外の買取者変更運用フロー> 2017年4月以降も「小売→小売」「送配電→小売」の買取者変更の可能性があるかと認識していますが、そのフローについても整理が必要と考えています。 ⇒「小売→送配電」と合わせてフローの整理をお願いします。</p>	<p>改正FIT法の施行以降、特定契約を新たに締結する場合の買取義務者は、送配電事業者となります。については、4月以降に小売電気事業者への買取者変更はできないものと認識しておりますので、「小売→小売」「送配電⇒小売」のフロー整理は必要ないと考えます。</p>